

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)6月4日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。)以外のもを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条第3項中「第12条第4項及び第5項」の次に「、第12条の2第3項及び第4項」を加える。

第12条第1項中「管理情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第12条の2 実施機関は、目的外のために管理情報(特定個人情報に限る。)を実施機関内部又は実施機関相互において利用してはならない。ただし、特定個人

情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）については，人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であるときは，この限りでない。

- 2 実施機関は，前項ただし書の規定により特定個人情報を目的外のために利用するときは，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 3 実施機関は，第1項ただし書に規定する本人の同意を得ることが困難である場合に特定個人情報を利用しようとするときは，藤沢市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴かななければならない。ただし，緊急かつやむを得ない理由があると認められるときは，この限りでない。
- 4 実施機関は，前項本文の規定による意見の聴取をした後において，特定個人情報を第1項ただし書に規定する事由により目的外のために利用しようとするときは，あらかじめ，本人に通知しなければならない。ただし，実施機関が通知しないことについて合理的理由があると認めた場合であって，藤沢市個人情報保護制度運営審議会がその理由を相当と認めたときは，この限りでない。
- 5 実施機関は，本人の同意を得ることが困難であり，かつ，緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合であって，第1項ただし書に規定する事由により特定個人情報を目的外のために利用したときは，本人に通知することができる。

（特定個人情報を提供する場合の手続）

第12条の3 実施機関は，番号法第19条各号のいずれかに該当する場合において，目的外のために実施機関以外のものに特定個人情報を提供しようとするときは，次の各号のいずれかに該当する場合を除き，あらかじめ，藤沢市個人情報保護制度運営審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 法令等に定め（目的外のために提供しなければならないこととなる旨の定めに限る。）があるとき。
- (2) 番号法第19条第13号に規定する本人の同意があるとき又は同号に規定する本人の同意を得ることが困難である場合で緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

- 2 実施機関は，特定個人情報を目的外のために提供するときは，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による意見の聴取をした後において、特定個人情報を目的外のために提供しようとするときは、あらかじめ、本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が通知しないことについて合理的理由があると認められた場合であって、藤沢市個人情報保護制度運営審議会がその理由を相当と認めたときは、この限りでない。

4 実施機関は、特定個人情報を第1項各号に掲げる事由により目的外のために利用等をした場合には、本人に通知することができる。

第13条中「前条第2項」を「第12条第2項」に改める。

第20条第2項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第23条第7号中「未成年者の法定代理人」を「代理人」に改め、「当該未成年者」を「本人」に改める。

第29条第1項中「管理情報」の次に「（情報提供等記録を除く。第3項において同じ。）」を加える。

第33条中「管理情報が」を「管理情報（情報提供等記録を除く。）が」に、「収集されたもの」を「収集され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されたもの」に改める。

第34条中「管理情報が」を「管理情報（情報提供等記録を除く。）が」に、「又は第2項」を「若しくは第2項、第12条の2又は第12条の3」に改める。

第38条第5項中「管理情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第39条第2項中「管理情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

4 実施機関は、前条第2項の規定により情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第40条第1項中「管理情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加える。

第42条第1項中「管理情報が」を「管理情報（特定個人情報を除く。）が」に改める。

第53条第2項を次のように改める。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) この条例により付与された権限に属する事項

(2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する合議体の意見を聴くものとされる事項及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての実施機関の諮問に応じた調査審議

(3) 実施機関に対する建議

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、本市の行政事務の処理において個人番号を利用することに伴い、個人番号を含む個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、所要の改正をする必要による。